第二号様式の記載上の注意(47)d	法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書	法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書
第二号様式の記載上の注意(47)e	係るもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	係るもの
第二号様式の記載上の注意(47)f	最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。	最近２連結会計年度に係る連結財務諸表
第二号様式の記載上の注意(47)g	最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	最近２事業年度に係る財務諸表
上の第二号の二様式の記載の注意(27)a	財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。	前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
上の第二号の二様式の記載の注意(27)c	法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書	法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書
上の第二号の二様式の記載の注意(27)d	係るもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	係るもの
上の第二号の二様式の記載の注意(27)e	最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	最近２事業年度に係る財務諸表
第四号様式の企業の状況等の諸表の(1)１の諸記載上の注意(1)第５部第１連結財務諸表等	②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】	②【連結損益計算書】
第四号様式の記載上の注意(1)	記載したもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	記載したもの以外のもの

3　第一項の場合において、有価証券報告書が平成二十二年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する連結会計年度を当連結会計年度とするもの（附則第二条第一項第一号ただし書の規定により作成した連結財務諸表を記載する有価証券報告書を含み、同項第二号ただし書様式第四号様式の次の表の上覧に掲げる有価証券報告書を除く。）であるときは、第二号様式、第二号の二様式及び第四号様式の表の下欄に掲げる字句は、同表中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二号様式の記載上の注意(40)a	連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。	前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。
第二号様式の記載上の注意(40)c	法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書	法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書
第二号様式の記載上の注意(47)a	財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。	前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
第二号様式の記載上の注意(47)d	法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書	法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書
第二号様式の記載上の注意(47)e	係るもの（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	係るもの
第二号様式の記載上の注意(47)f	最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。	最近２連結会計年度に係る連結財務諸表
第二号様式の記載上の注意(47)g	最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）	最近２事業年度に係る財務諸表
上の第二号の二様式の記載の注意(27)a	財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により	前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。